

平成30年12月18日

工事協定書参考例について

宮崎良い住環境を考える会

宮崎町内会「建設計画について(お願い)」の第3項目により、開発事業者と近隣住民と間で工事協定が結ばれて来ました。

工事協定について、参考例などの問い合わせがしばしばありましたので、いままでに結ばれた協定書をもとに、具体例を掲げることにしました。基本事項を残し、固有名詞等を省いたものです。

工事内容や周辺住民の希望等の実情を十分にご考慮下さり、合理的で且つ双方が納得し得る協定にまとめ上げていただきたくお願い致します。

- ・解体工事協定書参考例—P.2～P.5
- ・造成工事協定書参考例—P.6～P.10
- ・建築工事協定書参考例—P.11～P.15

◎◎◎◎解体工事協定書(参考例)

前文

川崎市宮前区宮崎〇丁目〇番地〇 内に建設されている既存建物及び工作物等の解体工事(以下、「本件工事」という)について、近隣住民(代表 ◇◇◇◇、以下「甲」という)と解体工事業者□□□□(以下「乙」という)とは、次の通り協定(以下、「本協定」という)を締結する。又、事業主△△△△(以下「丙」という)は本協定の内容について確認し、乙の協定の履行にあたっては、丙が乙と連帯して責任を負うものとする。

尚、本協定は丙が計画している「◎◎◎◎跡地開発計画」の是認を前提とするものではない。

又、本協定の目的は本件工事により近隣住民が受ける被害・迷惑等を緩和するために、乙が守るべき最小限の基本的事項を規定するものである。本協定に記載しない事項であっても本件工事により問題が発生した場合は、乙は直ちに甲と誠意をもって協議し、円満な解決をはかることとする。

尚、本協定は◎◎◎◎建物解体工事に対してのみ効力があり、宅地造成以降の工事に対しては適用しないものとする。

第一条 (工事予定期間とその間の工事状況)

(1) 本件工事は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

この期間を超えるときは、別途協議し協定書を作成するものとする。

(2) 本件工事期間中に甲が工事状況の説明を要求した時には、乙はその時点の工事状況を説明するものとし、甲より視察の申し出があった時には、工事場内の状況を踏まえた上で、乙の立会いのもとに甲の代表(複数)は工事場内を視察できるものとする。

又、工事に関して乙が近隣の住民から直接苦情を受けた場合は、乙は直ちに甲に連絡してその解決策を甲と協議するものとする。

(3) 乙が本協定に重大な違反をした場合には乙は速やかに工事を中断の上、誠意をもって解決を図るものとする。

第二条 (作業時間及び休日)

(1) 作業時間は午前8:00～午後6:00とする。但し、午前8:30までと午後5:30以降は作業の準備あるいは後片付けなどとし、騒音・振動・粉塵の出る作業は避け、且つ大型車両の出入りや重機作業は行わないこととする。又、大型車の出入りは午前8:45～午後5:00とする。

(2) 乙は原則として、日曜日、祝祭日、第二・四土曜日は休業とする。但し、乙の都合上、第二・四土曜日に作業を行わなければならない場合には、前日までに甲の代表の承認を得た上で作業を行うものとする。

(3) 乙は、特殊車両あるいは特殊重機の搬出入に際して、法令による交通規制があるものについては、甲の代表に事前連絡して他の時間帯に行うことが出来るものとする。但しその場合も

学童の登下校の時間帯は避けることとする。

第三条 （緊急時の防災作業）

台風等天災による災害発生時及びその発生が予測されると判断される場合は、乙は甲の代表に連絡の上、第二条の時間外においても対策作業を行うことができるものとする。

第四条 （工事車両の待機場所及び交通誘導）

- (1) 工事車両は工事現場周辺の道路に待機しないこととする。
- (2) 工事車両の出入に際しては交通誘導員を配置することとし、また無線・携帯電話で誘導する等近隣住民に迷惑が掛からないようにすることとする。

第五条 （騒音・振動・粉塵・異臭の防止）

- (1) 解体する建物のうち、近隣建物に近接している側には、防音パネルを取り付けることとする。
- (2) 重機のエンジン音、走行車の騒音等を抑制するため、無理な作業及び走行を禁止することとする。
- (3) 各法令・条例の遵守は当然であるが、その規制の範囲内であっても、常人が耐え難いと感じる騒音・振動等が続く場合は、乙は当該工事を一時停止して甲と協議し、対策を講じた上で、当該工事を再開するものとする。
- (4) 解体作業時には散水を十分に行い、粉塵が飛ばないように万全を期することとする。
但し、散水により粉塵の飛散防止が図れない場合には、乙は甲と協議のうえ、工事を一時中断するものとする。
- (5) 廃棄物及び破砕されたコンクリート片の集積及びその集積場所には十分散水を行い、上にシートをかけ、粉塵が風に舞う事を防止することとする。
- (6) 当該敷地の周辺には、乙は甲と協議のうえ、甲の同意のもとに別図のような仮囲いを設置することとする。詳細な設置位置は、周辺住民と協議し、合意を得た上で決定することとする。
- (7) 工事現場周辺の道路を清掃し、泥、粉塵などの付着や堆積がないようにすることとする。
- (8) 工事場の道路側に、通行人が随時騒音・振動の値を読む事が出来るような表示を行なうと共に、これらの値を連続して記録し、後日甲より要望があった時に提示するものとする。
- (9) 乙は、工事区域内に適切な管理の下に仮設トイレを設置し、衛生管理及び悪臭発生の防止に十分な措置を講ずるものとする。

第六条 （振動・粉塵などによる損害の補修と修復）

- (1) 本件工事が原因で近隣住民の建物等に亀裂・傾斜等の損傷が生じた場合には、乙の責任において補修又は修復をおこなうものとする。
- (2) 乙は本件工事着工前に、近隣住民の中で希望する建物等の現状を調査し、必要箇所の写真撮影をして、建物所有者と乙の両者でその写真を保有することとする。

- (3) 乙は、本件工事関係資材の飛散により甲に影響を与えないように十分な措置をとるものとする。本件工事が原因で、近隣住民の家屋の外壁、洗濯物等が著しく汚れた場合は、乙の責任で原状回復措置をとることとする。
- (4) 甲より申し出があり、本件工事に起因すると判断される車両の汚れについては、乙は洗車代を負担するものとする。但し、洗車のグレード及び洗車場所は甲乙協議の上決定し、1台の洗車回数は原則として1ヶ月あたり1回を限度とするが、車の汚れの程度が一定の度合いを超えた場合は、乙はこの限度に拘わらず随時洗車代を負担するものとする。
- (5) 本件工事並びに本件工事用車両の通行に起因したと認められる騒音・振動・粉塵・異臭等により、近隣住民が健康を害したり病状が悪化したりしたという申し出があった場合には、乙はこれらの申し出に対し誠意を持って対応するものとする。

第七条（廃棄物処理）

- (1) 廃棄物の取り扱い・処理については、法に基づいた適正処理をおこなうものとする。
- (2) 分別解体を行い、更に粉塵の飛散防止には万全の措置を講ずるものとする。
- (3) 地下や天井・壁面の裏などで予期しない危険物（例えばアスベスト含有物等）或いは人体に有害な疑いのある物質などが発見された時は、乙は直ちに川崎市役所及び甲に報告し、第八条(1)に記載の掲示板に明示し、その取り扱い・処理は、法に基づいて適正に行うものとする。

第八条（連絡、広報）

- (1) ○側メイン出入り口の横と、△側、□側の直接道路に面した適当なところに掲示板を設置することとする。
- (2) 週間作業工程及び内容と、時間外特殊重量車両の出入予定等を本条(1)の掲示板に明示することとする。
- (3) 現場の連絡先(責任者)を明示することとする。現場の連絡先(責任者)の工事事務所名、工事責任者名、通常連絡先、休日・夜間緊急連絡先(24時間対応)は下記の通りとする。又、責任者変更の際は、その都度甲に通知し、本条(1)に記載の掲示板に明示することとする。

現場の連絡先(責任者)の工事事務所名： ◎◎◎◎解体工事事務所

工事責任者名： ○○○○

連絡先(電話番号)： 000-0000-0000

休日・夜間緊急連絡先： 000-0000-0000

甲側の連絡窓口は甲の代表とする。

甲の代表： ◇◇◇◇

第九条（風紀、マナーなど）

- (1) 作業員の休息・食事・喫煙などに対しては場内に適当な場を設定し、周辺の迷惑にならないよう徹底すること。
- (2) 作業員は一見して本件工事の作業員であることが判別できるよう、識別の腕章等をつけることとする。
- (3) 乙は、作業員が住民に対し礼節ある言動をするよう指導徹底し、作業員が周辺住民あるいは通行人に対して不穏当な言動をとった場合は、直ちにその者を現場から立ち去らせた上で、適切な調査を行ってその者の処置を決め、その結果を甲の代表に通知するものとする。

第十条（緊急時の連絡）

本件工事に関して甲が緊急に連絡を取りたいときはいつでもできるように緊急連絡先を甲の代表に伝え、全ての掲示板に明示しておくこととする。

第十一条（その他）

- (1) 当該敷地内にある樹木の伐採については甲・乙双方により図面で確認する。
- (2) 本協定に特に定めのない事項については、甲・乙が誠意をもって協議決定する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

(甲)

代表

(乙)

(丙)

造成工事協定書(参考例)

川崎市宮前区宮崎〇丁目〇番地〇 に建設する(仮称)〇〇〇〇造成工事(以下「本件工事」という)に関し、近隣住民(代表 ◇◇◇◇、以下「甲」という)と、施工者 □□□□(以下「乙」という)及び事業主 △△△△(以下「丙」という)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条 (目的)

本協定は丙及び本件工事の施工者である乙が本件工事を施工するに際し、甲の安全・資産・日常生活等を損なわないよう十分配慮し、発生が予想される諸問題を甲、乙及び丙で円満に解決することを目的とする。

第2条 (工期)

工期は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。
この期間を超えるときは、別途協議し協定書を作成するものとする。

第3条 (立会、視察、苦情対応)

- (1) 本件工事期間中に甲が工事状況の説明を要求した時には、乙はその時点の工事状況を説明するものとする。
- (2) 甲より視察の申し出があった時には、工事場内の状況を踏まえた上で、乙の立会いのもとに甲は工事場内を視察できるものとする。
- (3) 工事に関して乙が近隣の住民から直接、苦情あるいは本協定に規定されていない要求を受けた場合は、乙は速やかに甲の代表に連絡して、甲、乙、丙にて善後策を協議し、誠意をもって解決を図るものとする。
- (4) 乙が本協定に重大な違反をした場合は、乙は速やかに工事を中断し、甲と誠意をもって協議して問題の解決を図るものとする。

第4条 (休日)

- (1) 原則として第二・第四土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月30日より1月3日迄)は休日とする。但し、工事の都合上、休日に一部の作業を行う必要がある場合は、騒音・振動・粉塵・異臭の出ない作業に限り、前日までに甲の代表の了承を得た上で行うことができる。
- (2) 乙は、関係諸官庁等の指示、災害・台風対策等緊急時の作業は、甲の代表に連絡の上本条(1)の休日においても行うことができる。

第5条 (作業時間)

- (1) 本件工事の作業時間は、原則として午前 8:00 から午後6:00 までとする。但し、騒音・振動・

粉塵・異臭の出ない作業は、甲の了解を得て前述の時間を変更することができる。

又、騒音・振動・粉塵・異臭の出る作業および重機作業は、午前 8:30 以降に開始し、午後 5:30 迄に終了するものとする。

- (2) 大型車両の出入は、学童の登校の時間帯を避け、午前 9:00 より午後 5:00 までとする。
- (3) 乙は、特殊車両又は特殊重機類等の搬入・搬出に際して、法令による交通規制があるものについては、甲の代表に事前連絡し、沿道住民に事前に知らせた上で他の時間帯に行くことができる。但し、学童の登下校の時間帯は避けるものとする。
- (4) 乙は、品質・安全確保のため作業の中断が事実上不可能な作業(コンクリート打設等)及び交通事故等による予測不能の交通渋滞や天候の急変等の偶発的な理由によりやむを得ない事情が生じた場合には、甲の代表の了解を得た上で本条(1)項の時間帯を延長することができる。
- (5) 乙は、関係諸官庁等の指示、災害・台風対策等緊急時の作業は、甲の代表に連絡の上本条(1)項の時間帯を変更することができる。

第 6 条 (交通安全および保安対策)

- (1) 乙は、工事用車両の出入に際しては通行人の安全を守るため、誘導員を配置し、その他の安全対策を十分に取り、所轄警察署の指示・指導に従うものとする。
- (2) 工事用大型車両の走行速度は、積載の有無に拘わらず時速 20 キロメートル以下を厳守すること。
- (3) 乙は、工事用車両のための駐車場を工事場内若しくは他所に設け、これらを周辺道路に駐車させないための措置をとる。
- (4) 乙は、工事現場内に第三者が立ち入らないよう処置を行う。

第 7 条 (騒音・振動・粉塵・異臭の抑制)

- (1) 乙は、施工のための工事機械・車両は、環境を優先にして低騒音・低振動タイプのものを厳選するものとし、且つ、その設置場所、使用方法などに十分留意し、騒音、振動などが法令の基準値内において最小限となるようにする。
- (2) 騒音・振動・粉塵を抑制するため、無理な作業や車両の走行および土石等の落下を禁止する。
- (3) 各法令の規制の範囲内であっても、常人が絶え難いと感じる騒音・振動等が続く場合は、甲乙協議の上、工事を一時停止し、対策を講じた上で当該工事を再開するものとする。
- (4) 本件工事により粉塵が発生するおそれがある場所には散水を十分に行い、粉塵の飛散を防止する。万一、散水のみでは粉塵の飛散を防止できない場合は、甲乙協議の上その場所の工事を一時中断する。
- (5) 本件工事により周辺道路に損傷が発生した場合は直ちに修復を行い、車両の通行による振動の発生を予防する。

- (6) 本件工事により異臭が発生するおそれがある場合は、予めそれが周囲に飛散するのを防止する措置をとること。
- (7) 工事場の道路側に、通行人が随時騒音・振動の値を読む事が出来るような表示を行なうと共に、これらの値を連続して記録し、後日甲より要望があった時に提示するものとする。

第8条（近隣への被害防止対策）

乙は、近隣への被害防止対策に万全を期するため下記の対策を講ずる。

- (1) 乙は、現場責任者（現場代理人）を常駐させ、専任責任者（近隣対応）を表示し、施工・安全管理を行う。
- (2) 乙は、工事区域内に適切な管理の下に仮設トイレを設置し、衛生管理及び悪臭発生防止に十分な措置を講ずるものとする。
- (3) 本件工事敷地の周囲には、甲乙協議の上、甲の同意のもとに堅固な仮囲いを設置し、作業終了後及び休日は出入口に施錠し、工事現場内に第三者が出入りできないようにする。
- (4) 乙は、施工中の土砂・塵埃の飛散及び悪臭等の発生により甲に影響を与えないように十分な措置をとるものとする。又、土砂・塵埃による甲の周辺の汚損、土砂類の搬出入による道路の汚れに対しては随時適切な措置と清掃を行う。原則として、家屋及び洗濯物等に影響があった場合は、甲より申し出があった後2週間以内に清掃・洗浄を行うかその為の実費を負担する。
又、甲より申し出があり、本件工事に起因すると判断される車両の汚れについては、乙は洗車代を負担するものとする。但し洗車のグレード及び洗車場所は甲乙協議の上決定し、1台の洗車回数は原則として1ヶ月あたり1回を限度とするが、車の汚れの程度が一定の度合いを超えた場合は、乙はこの限度に拘わらず随時洗車代を負担するものとする。
- (5) 擁壁工事などの土砂が雨によって流出した場合は、乙は直ちに道路及び側溝の清掃を行い、甲の敷地内に土砂が侵入した場合は、乙は直ちに原状に復する処置を行うか又はその為の実費を負担する。
- (6) 本件工事及び本件工事用車両の通行に起因したと認められる騒音・振動・塵埃・悪臭等により、近隣住民が健康を害したり、病状が悪化したりしたという申し出があった場合には、乙はこれらの申し出に対し誠意を持って対応するものとする。

第9条（障害補償）

- (1) 本件工事に起因して、甲の建物及び動産に損傷を与えた場合は乙及び丙の責任において補修又は損害賠償を行う。
- (2) 乙は、本件工事による障害の確認を明確にするため、工事開始前に甲の建物を甲の立会いのもとに計測、写真撮影等の方法で原状を調査する。
- (3) 本条(2)項については、その記録を甲、乙各1組を保持し、その費用は乙及び丙の負担とする。

第 10 条（境界杭）

乙は、境界杭を損傷・移動しないよう注意する。万一、損傷などが発生した場合は、境界隣接者と甲、乙、丙が立会いのもとに復旧するものとする。又、施工において境界杭の一時撤去の必要が発生した場合は、境界隣接者と甲、乙、丙の立会いのもとに事前に境界引照点を設置し、施工完了後に境界隣接者と甲、乙、丙の立会いのもとに境界引照点から復元するものとする。

第 11 条（風紀、マナー、説明責任等）

- (1) 乙は、工事従事者を十分教育し、場内に適切な施設・設備を設けて休憩・食事・喫煙など労働規律を保持しなければならない。特に喫煙については、火災防止・公衆衛生のみならず、近年における健康増進法改正、川崎市ポイ捨て禁止条例制定などの趣旨を十分踏まえ、喫煙の場所や時間を限定し、甲に伝える。
工事区域周辺における喫煙及び飲食は禁止する。
- (2) 本件工事場所近辺で最近不祥事件がつつき、不審者と工事関係者との識別を容易にする必要が高まっている。乙は、工事従事者の識別をわかりやすくし、作業場内或いは作業場周辺にいる間、統一した識別票等を常に作業員に装着させ、識別方法を第 13 条の掲示板に明示し、また進んで住民への広報に努める。
- (3) 乙は、工事従事者が甲或いは通行人に対して不穏当な言動をとった場合は、直ちにその者を現場から立ち去らせた上で、適切な調査を行ってその者の処置を決め、結果を甲に通知する。
- (4) 乙は、工事従事者が甲又は通行人から工事内容について質問を受けた場合は、本人又は責任者が可能なかぎり説明責任を果たすよう従事者を教育する。

第 12 条（緊急時の連絡）

乙は、本件工事に関して甲がいつでも連絡が取れるように乙の緊急連絡先を甲の代表に伝えると共に、常時第 13 条の掲示板に明示するものとする。

第 13 条（連絡、掲示板）

- (1) 乙は、少なくとも◎側メイン出入口付近、◇側・□側の既存道路に面した場所の○箇所には工事掲示板を設置するものとする。
- (2) 乙は、本条(1)項の掲示板に週間予定工程及び作業内容を明示する。又、時間外の特殊車両等の出入についても記入するものとする。
- (3) 工事に先立ち、乙は施工管理の現場責任者（現場代理人）、工事事務所名、渉外担当者名、連絡先、休日・夜間の連絡体制組織表を甲の代表に通知すると共に、本条(1)項の掲示板に明示するものとする。尚、乙の現場責任者変更の際は、甲の代表に通知し、本条(1)項の掲示板に変更の旨明示するものとする。

(4) 甲側の連絡窓口は甲の代表(◇◇◇◇)とする。

第14条 (その他)

(1) 本協定書に記載のない事項については、その都度甲、乙、丙が誠意を持って協議して解決を図り、合意に達した事項については速やかに必要な処置を講ずる。

本協定の証として本書〇通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有する。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲
(代表)

乙

丙

建築工事協定書(参考例)

川崎市宮前区宮崎〇丁目〇番地〇 に建設する 〇〇〇〇の建築及び外構工事(以下「本件工事」という。)に関し、近隣住民(代表 ◇◇◇◇、以下「甲」という)と、施工者 □□□□(以下「乙」という)及び事業主 △△△△(以下「丙」という)は、以下のとおり協定(以下「本協定」という)を締結する。

第1条 (目的)

本協定は丙及び本件工事の施工者である乙が本件工事を施工するに際し、甲の安全・資産・日常生活等を損なわないよう十分配慮し、発生が予想される諸問題を甲、乙及び丙で円満に解決することを目的とする。

第2条 (工期)

工期は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

但し、建築条件付き土地売買の区画については、今後の状況により確定次第、乙は工期を報告するとともに、必要があれば工期の延長を文書で甲の代表に申し入れ、甲の代表の了承を得るものとする。

第3条 (立会、視察、苦情対応)

- (1) 本件工事期間中に甲が工事状況の説明を要求した時には、乙はその時点の工事状況を説明するものとする。
- (2) 甲の代表より視察の申し出があった時は、甲は乙と日時および人数を協定した上で、乙の立ち会いのもとに工事場内を視察できるものとする。
- (3) 工事に関して乙が近隣の住民から直接、苦情あるいは本協定に規定されていない要求を受けた場合は、乙は速やかに甲の代表に連絡して、甲、乙、丙にて善後策を協議し、誠意をもって解決を図るものとする。但し、軽微且つ即座に解決可能な事項については、甲の代表に報告するに止めてもよい。
- (4) 乙が本協定に重大な違反をした場合は、乙は速やかに工事を中断し、甲と誠意をもって協議して問題の解決を図るものとする。

第4条 (休日)

- (1) 原則として日曜日、祝日、及び年末年始(12月30日より1月4日迄{予定})は休日とする。但し、土曜日はなるべく騒音・振動・粉塵の激しい作業は避ける様努める。又、工事の都合上、休日に一部の作業を行う必要がある場合は、騒音・振動・粉塵の少ない作業に限り、前日までに甲の代表の了承を得た上で行うことができるものとする。

- (2) 乙は、関係諸官庁等の指示あるいは災害・台風対策等緊急時の作業は、甲の代表に連絡の上本条(1)の休日においても行うことができる。

第5条 (作業時間)

- (1) 本件工事の作業時間は、原則として午前8:00から午後7:00までとするが、騒音・振動・粉塵の出る屋外作業は午後6:00までとする。

但し、近隣住民に対する迷惑の大きい作業及び建方用クレーンなどの重機作業は、午前8:30以降に開始し、午後5:30までに終了するものとする。

又、作業開始前30分及び作業終了後30分は夫々騒音・振動・粉塵の少ない準備作業および後片付けの作業時間とする。

なお、騒音・振動・粉塵の少ない作業は、甲の代表の了解を得て前述の時間を変更して行うことができる。

- (2) 大型(4tを超える)車両の出入は、学童の登校の時間帯を避け、午前9:00より午後5:00までとする。
- (3) 乙は、品質・安全確保のため作業の中断が事実上不可能な作業(コンクリート打設及び建方作業等)や交通事故等による予測不能の交通渋滞、天候の急変等の偶発的な理由によりやむを得ない事情が生じた場合、甲の代表の了解を得た上で本条(1)項の時間帯を延長することができる。
- (4) 乙は、関係諸官庁等の指示あるいは災害・台風対策等緊急時の作業は、甲の代表に連絡の上本条(1)項の時間帯を変更して行うことができる。
- (5) 乙は、特殊車両又は特殊重機類の搬入・搬出に際して、法令による交通規制があるものについては、甲の代表に事前連絡し、沿道住民に事前に知らせた上でこれを他の時間帯に行う事が出来るものとする。但し、学童の登下校の時間帯は避けるものとする。

第6条 (交通安全及び保安対策)

- (1) 乙は、工事用車両の走行に際しては学童および通行人の安全を守るため、誘導員を適切に配置すると共に十分な安全対策を取り、所轄警察署の指示・指導に従うものとする。

- (2) 工事用車両の走行速度は、積載の有無に拘わらず、往路・復路とも時速20キロメートル以下を厳守するものとする。

- (3) 乙は、工事用および来訪者の車両のための駐車場を工事区域内若しくは他の適切な場所に設け、いかなる関係車両も周辺道路に駐車させないための措置をとるものとする。

- (4) 乙は、工事現場内に第三者が立ち入らないよう処置を行うものとする。

又、販売事務所への来客ならびに工事完成区域に居住あるいは出入りする一般住民の安全を確保する為に工事場との仕切りを常に明確にしておくものとする。

第7条（騒音・振動・粉塵・異臭の抑制）

- (1) 乙は、施工のための工事用機械・車両・工具等は、環境を優先にして低騒音・低振動タイプのものを厳選するものとし、且つその使用場所、使用方法などに十分注意を払って、騒音・振動などが法令の許容範囲内で常に最小限となるように努めるものとする。
- (2) 騒音・振動・粉塵を抑制するため、乙は無理な作業や車両の走行、足場や土石等の高所からの落下を行わないように努めるものとする。
- (3) 各法令の規制の範囲内であっても、常人が耐え難いと感じる騒音・振動等が続く場合は、乙は甲の申し入れにより振動・騒音等が予想される作業を一時中断し、甲乙が協議して、対策を講じた上で当該工事を再開するものとする。
- (4) 本件工事により粉塵が発生するおそれがある場合には、乙は集塵装置の設置など飛散防止の処置を行うものとする。粉塵の飛散が著しい場合は、乙は甲の申し入れにより粉塵飛散の原因となる作業を一時中断し、甲乙が協議して対策を講じた上で当該工事を再開するものとする。
- (5) 工事区域内及び周辺道路に化学物質やその溶液等を投入・散布する場合は、乙は事前に甲の代表にその化学物質の組成・性状等を説明して了解を得るものとする。又、化学物質の一部や発生ガス等が飛散するおそれがある場合はそれが人体や動植物に対して有害であると否とに拘らず飛散防止の為の適切な措置を講ずると共に、隣接・近傍の住民に対し適切な広報・説明を行うものとする。
- (6) 本件工事により周辺道路に損傷が発生した場合は、関係諸官庁・所轄警察署と協議のうえ、直ちに修復を行い、車両の通行による振動の発生を予防するものとする。
- (7) 工事場の道路側に、通行人が随時騒音・振動の値を読む事が出来るような表示を行なうと共に、これらの値を連続して記録し、後日甲より要望があった時に提示するものとする。

第8条（近隣の被害・迷惑防止対策）

乙は、本件工事による近隣の被害・迷惑防止に万全を期するため、下記の対策を講ずるものとする。

- (1) 乙は、現場責任者（現場代理人）を常駐させ、専任若しくは兼任の渉外担当者を選任して近隣への対応に当たらせるものとする。
- (2) 乙は、工事区域内に適切な管理の下に仮設トイレを設置し、衛生管理及び悪臭発生の防止に十分な措置を講ずるものとする。
- (3) 本件工事場出入口には、キャスターゲートを設置し、作業終了後及び休日は出入口に施錠するものとする。
- (4) 乙は、本件工事関係資材の飛散により甲に影響を与えないように十分な措置をとるものとする。又、甲より申し出があり、本件工事に起因すると判断される車両の汚れについては、乙は洗車代を負担するものとする。但し、洗車のグレード及び洗車場所は甲乙協議の上決定し、1台の洗車回数は原則として1ヶ月あたり1回を限度とするが、車の汚れの程度が一定の度合いを超

えた場合は、乙はこの限度に拘わらず随時洗車代を負担するものとする。

- (5) 本件工事及び本件工事用車両の通行に起因したと認められる騒音・振動・塵埃・異臭等により、近隣住民が健康を害したり、病状が悪化したりしたと医師により判断された場合には、乙はこれらの問題を解消するために誠意を持って対応するものとする。
- (6) 乙が甲より本件工事に起因する家屋及び洗濯物等の汚損があった旨の申し出を受けた場合は、乙は甲より申し出があった後2週間以内に家屋の洗浄等適切な回復処置を行うものとする。
- (7) 本件工事および工事用車両の走行により、周辺住民の建物・構造物等に損傷を与えた場合は、乙はその補修を行うものとする。

第9条（境界杭）

乙は、境界杭を損傷・移動しないよう注意する。万一、損傷などが発生した場合は、境界隣接者と甲、乙、丙が立ち会いのもとに復旧するものとする。また、施工において境界杭の一時撤去の必要が発生した場合は、境界隣接者と甲、乙、丙が立ち会いのもとに事前に境界引照点を設置し、施工完了後に境界隣接者と甲、乙、丙が立ち会いのもとに境界引照点から復元するものとする。

第10条（風紀、マナー、説明責任等）

- (1) 乙は、工事従事者を十分教育し、工事区域内に適切な場所を明示して休憩・食事・喫煙を行わせるなど、労働規律を保持しなければならない。指定外の場所（工事区域周辺の道路・敷地を含む）における喫煙及び飲食は車両内であっても禁止するものとする。又、吸殻・空き缶・空き瓶などは必ず指定された容器に回収するものとする。
- (2) 乙は、工事従事者の識別をわかりやすくするため、工事区域内或いは工事区域周辺にいる間、統一した識別票等を常に作業員に装着させると共に、その内容を甲の代表に伝え、掲示板等でわかり易く広報するものとする。
- (3) 乙は、工事従事者が甲から工事内容について質問を受けた場合、現場責任者、又は、渉外担当者を通じて適切に回答するものとする。
- (4) 乙は、工事従事者が周辺住民あるいは通行人に対して不穏当な言動をとった場合は、直ちにその者を現場から立ち去らせた上で、適切な調査を行ってその者の処置を決め、その結果を甲の代表に通知するものとする。

第11条（連絡、広報）

- (1) 工事に先立ち、乙は施工管理の現場責任者（現場代理人）、専任若しくは兼任の渉外担当者（近隣対応）の氏名及び連絡先等を明示した施工体制表を甲の代表に提出し、記載内容に変更を生じた場合は遅滞なく変更内容を甲の代表に提出するものとする。
- (2) 甲側の連絡窓口は甲の代表（◇◇◇◇）とする。

- (3) 乙は、工事区域の出入口付近及び○側道路に掲示板を設置し、施工者名、施工管理の現場責任者名、専任若しくは兼任の渉外担当者名、及び夫々の連絡先を明示するものとする。

第12条（その他）

本協定書に記載のない事項については、その都度甲、乙、丙が誠意を持って協議して解決を図り、合意に達した事項については速やかに必要な措置を講ずる。

本協定の証として本書○通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有する。

以上

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

甲
（代表）

乙

丙